

## 令和6年度 第1回 広島県最低賃金専門部会 資料目次

資料 No. 1 広島県最低賃金専門部会委員名簿(令和6年度)

資料 No. 2 令和6年最低賃金に関する実態調査の概要

P. 1

広島地方最低賃金審議会  
広島県最低賃金専門部会 委員名簿

令和6年度

広島労働局

令和6年7月17日任命

区分	氏名	現職
公益代表	岡田 行正	広島修道大学 教授
	酒井 朋子	税理士
	村上 恵子	県立広島大学 教授
労働者代表	佐崎 吉宏	日本基幹産業労働組合連合会 広島県本部 事務局長
	林 秀彦	JAM山陽広島県連絡会 事務局長
	橋本 聡	日本労働組合総連合会広島県連合会 副事務局長
使用者代表	巢守 佳之	巢守金属工業株式会社 代表取締役社長
	中野 博之	広島県経営者協会 専務理事
	長谷川 信男	広島県商工会連合会 専務理事

(注) 各側50音順

令和6年

# 最低賃金に関する実態調査の概要

広島労働局

【令和6年7月19日作成】

# 令和6年

## 最低賃金に関する実態調査の概要

### 資料目次

別添1	最低賃金に関する実態調査の概要について	P 3
別添2	統計用語について	P 4
別添3	令和6年地域別最低賃金対象産業における規模別未満率、未満労働者数	P 6
別添4	令和6年地域別最低賃金対象産業における規模別中位数、平均賃金額	P 7
別添5	規模別賃金分位数と対前年増減率の推移	P 8
別添6	令和6年賃金分布図(グラフ)	P 9
	1.賃金分布図【全労働者】	
	2.賃金分布図【一般労働者】	
	3.賃金分布図【パート労働者】	
別添7	全国と広島県の地域別最低賃金額、未満率及び影響率の推移	P 12
別添8	全国と広島県の地域別最低賃金額及び影響率の推移	P 13
別添9	令和6年広島県地域別最低賃金額の引上げ試算表	P 14
別添10	広島県地域別最低賃金額の推移(平成元年度～)	P 15

## 1 調査の目的

この調査は、労働者の賃金の実態を把握し、広島県最低賃金及び特定(産業別)最低賃金の改正のための基礎資料を得ることを目的とする。

## 2 調査の範囲

### (1) 地域

広島県全域

### (2) 産業

日本標準産業分類(平成25年10月改定)に基づく製造業、新聞業、出版業、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業である。

### (3) 事業所

製造業及び新聞業、出版業については1~99人、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業(他に分類されないもの)については1~29人の民営事業所のうちから、「令和3年経済センサス(令和3年次フレーム)」に基づく規模、地域、業種別の母集団事業所から無作為に抽出した事業所である。

### (4) 労働者

前号の事業所に雇用される労働者のうち、1~29人の事業所については全労働者、労働者30~99人の事業所については2分の1の労働者を調査範囲とした。

## 3 調査の時期及びその方法

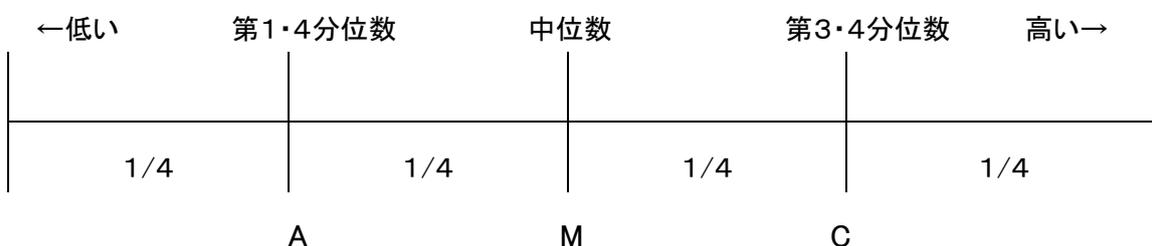
調査方法は、通信調査又はオンライン調査とし、令和6年6月分の賃金等について5~6月に実施した。

## 統計用語について

### 1 分位数、中位数とは

数値の集まり(分布)があるとき、数値を低いものから高いものへと順に並べて、低い方からみて全体の 20 分の 1、10 分の 1、4 分の 1 などの境界に当たる数値を当該分布の第 1・20 分位数、第 1・10 分位数、第 1・4 分位数と呼び、2 分の 1 (即ち中央) に当たる数値を当該分布の中位数と呼びます。

例:



中位数は、数値を順に並べたとき、数値の合計が奇数であれば、ちょうど真ん中の数を、合計が偶数であれば、 $(n \div 2)$  番目と  $(n \div 2 + 1)$  番目の値の算術平均ということになります。

中位数の利点は、賃金分布のような左右対称でない分布でも、中位数以下の人が全体の半分、中位数以上の人も半分となるので、分布の標準的な数値という意味において算術平均より利用しやすい数値となる点です。

### 2 分布範囲とは

分布範囲とは、分布の最も大きい値と最も小さい値の差をとったものです。

この方法は簡単に計算できますが、極端に高い値や低い値があると、その影響が現れてしまう欠点があります。

### 3 分位偏差とは

分布における低い値の代表を第1・4分位数、高い値の代表を第3・4分位数として分布の拡がりをみたものが4分位偏差です。

中位数を中心として、第1・4分位数と第3・4分位数の範囲に分布の半分が入っていることとなります。

4分位偏差を数式にすると、次のとおりとなります。

$$Q = ( C - A ) / 2$$

Q: 4分位偏差      A: 第1・4分位数      C: 第3・4分位数

### 4 分散係数とは

分位偏差が等しくても、平均賃金が高い企業と低い企業とでは、分位偏差に対する評価が異なってきます。

中位数が 30 万円に対する4分位偏差5万円と、中位数 20 万円に対する4分位偏差5万円とでは、分布に対する評価を同じとする訳にはいかないでしょう。

賃金分布を評価する際は、中位数に対する分散度の大きさが一般的には重要となります。その要素を加味したものが分散係数です。

分散係数を、前述の分位偏差から出す数式は次のとおりです。

$$4\text{分位分散係数} = ( C - A ) / 2M$$

(分散係数は偏差係数ともいわれます。)

A: 第1・4分位数      C: 第3・4分位数      M: 中位数

### 5 未満率、影響率とは

未満率とは、現在、決定されている最低賃金を下回っている労働者の割合をいいます。影響率とは、最低賃金を改定した場合、その改定後の最低賃金を下回ることになる労働者の割合をいいます。

## 令和6年地域別最低賃金対象産業における規模別未満率、未満労働者数

	未満率	未満労働者数
	%	人
規模計	1.6	6,148
規模(1～9人)	2.1	3,433
規模(10～29人)	1.3	2,347
規模(30～99人)	1.3	367

全労働者数	375,129
-------	---------

資料出所：広島労働局「令和6年最低賃金に関する実態調査結果」

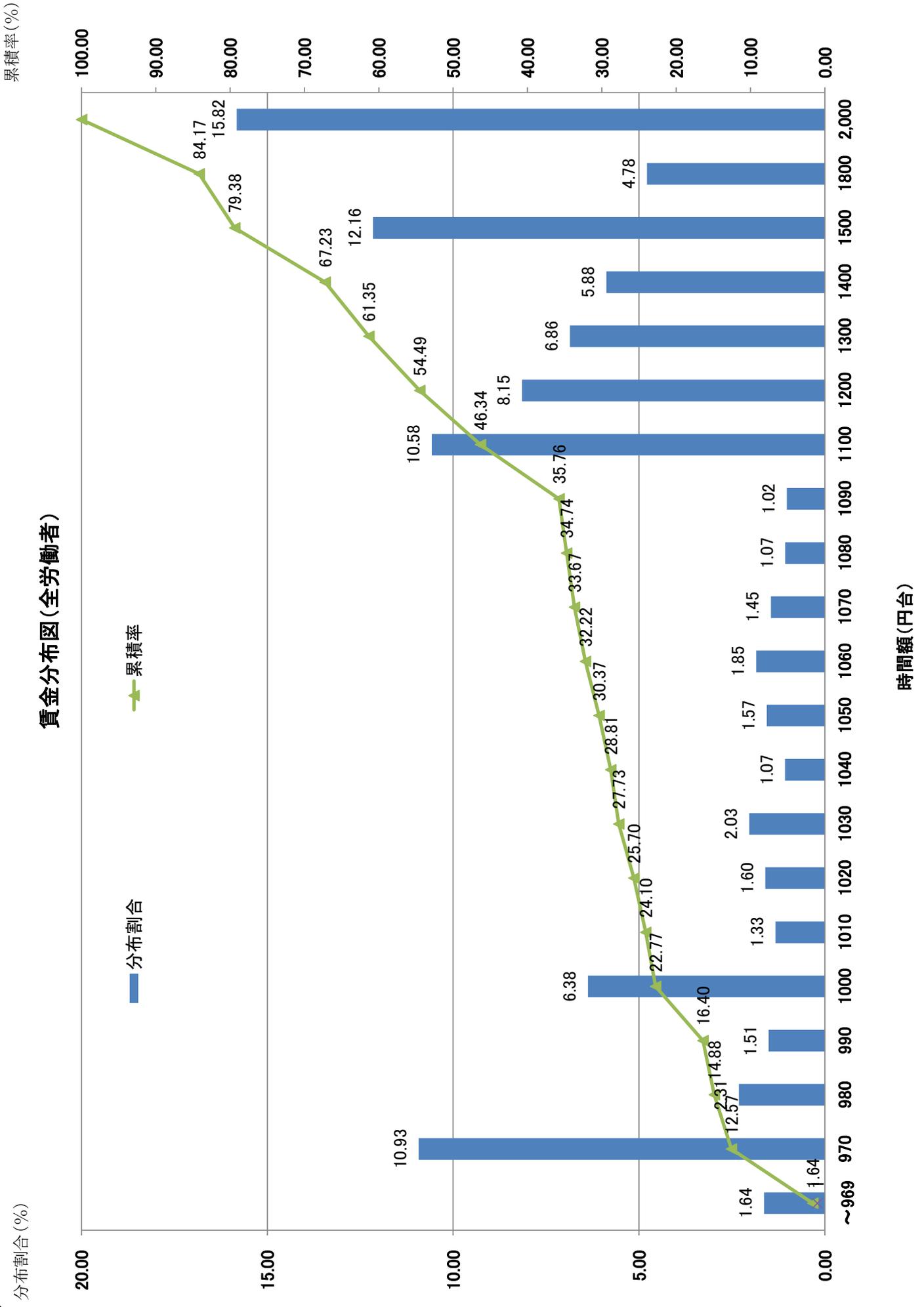
## 別添4

## 令和6年地域別最低賃金対象産業における規模別中位数、平均賃金額

	中位数	時間当たり平均賃金額
規模計	円 1,242	円 1,615
規模(1~9人)	1,250	1,752
規模(10~29人)	1,210	1,511
規模(30~99人)	1,380	1,525

資料出所：広島労働局「令和6年最低賃金に関する実態調査結果」

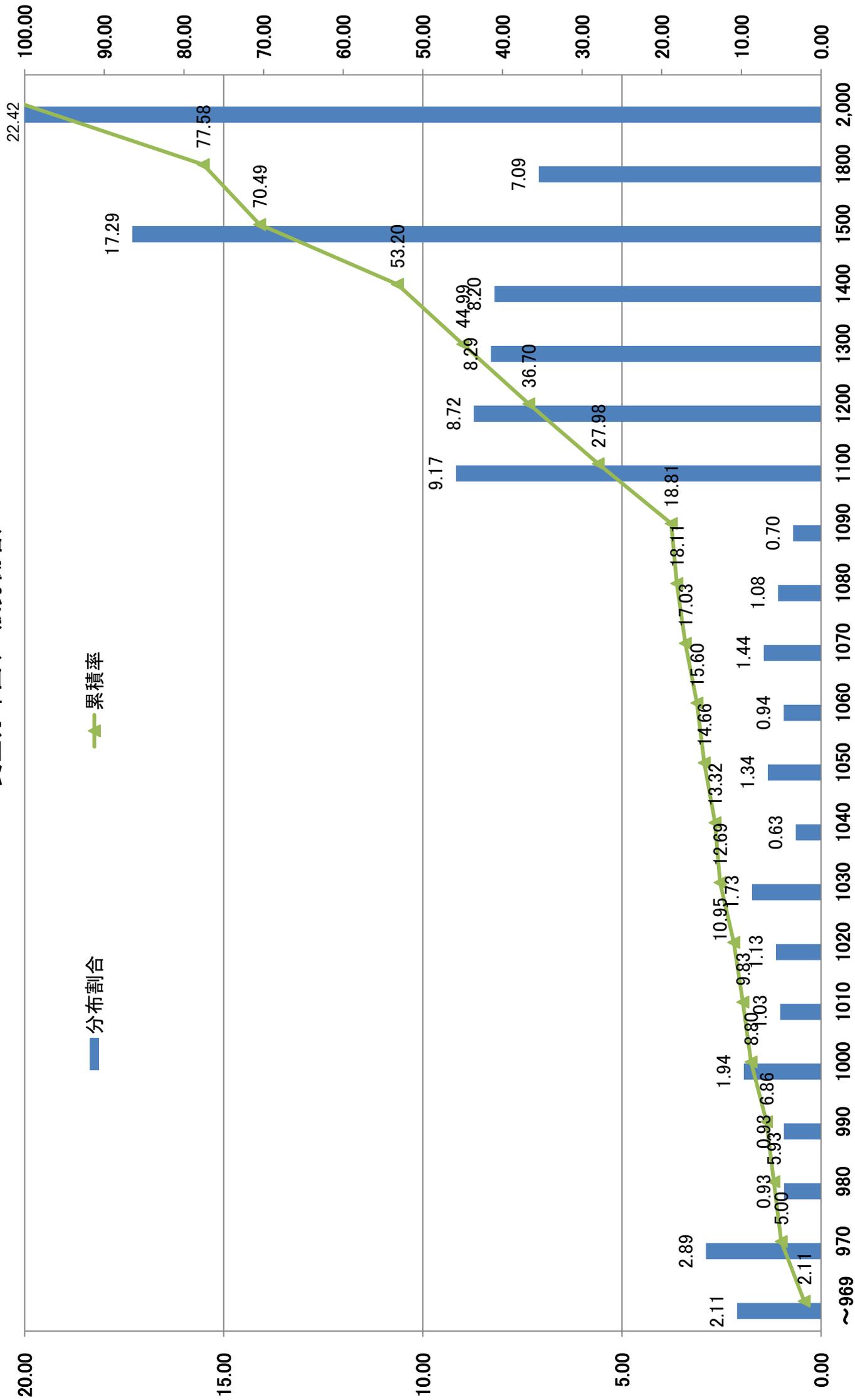




累積率 (%)

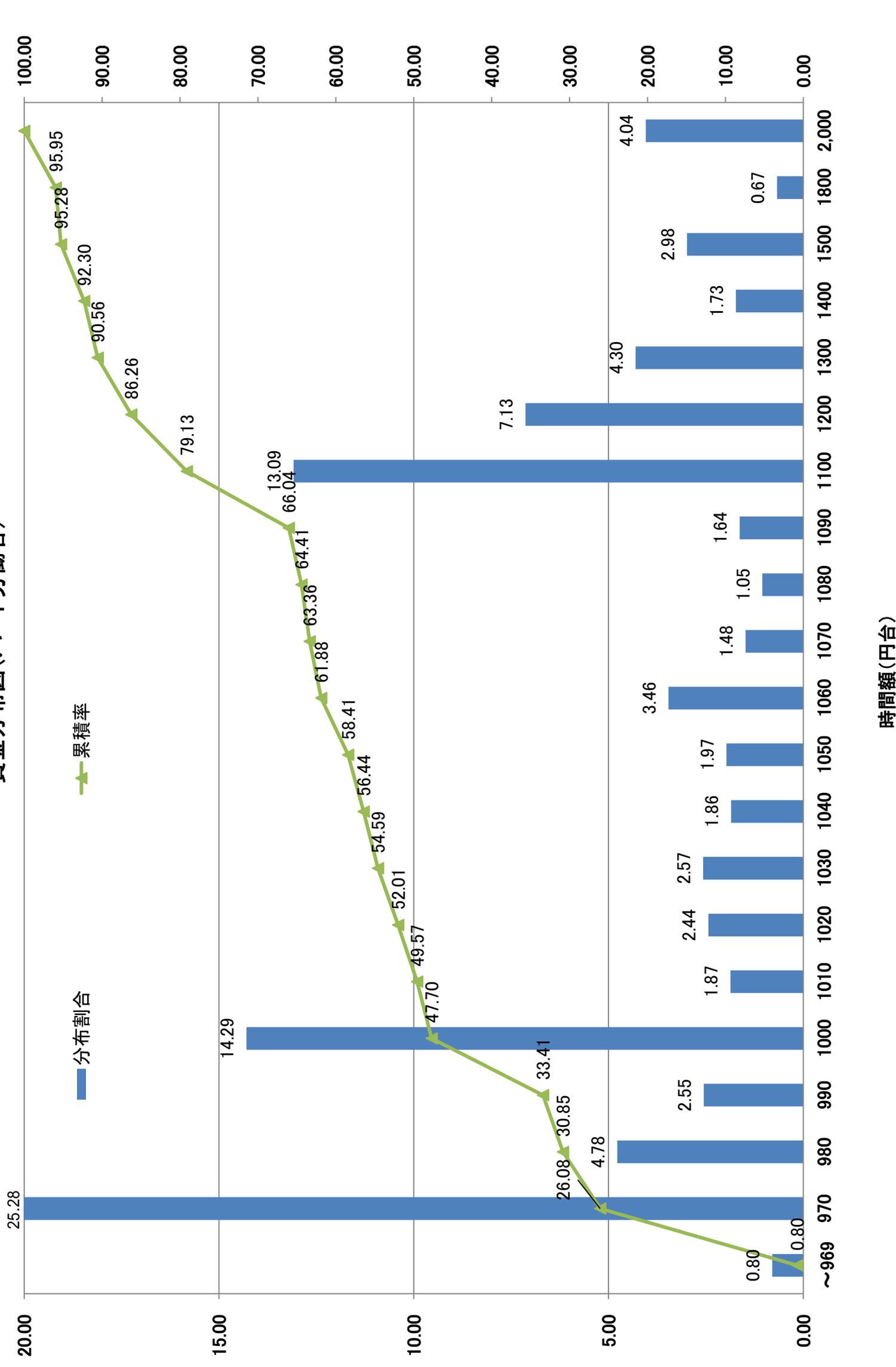
### 賃金分布図(一般労働者)

分布割合 (%)



累積率 (%)

### 賃金分布図(パート労働者)



## 全国と広島県の地域別最低賃金額、未満率及び影響率の推移

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
地域別最低賃金(円) 《加重平均》	764	780	798	823	848	874	901	902	930	961	1004
全国	1.9	2.0	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7	1.8	1.9
影響率(%)	7.4	7.3	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2	19.2	21.6
未満率(%)	1.5	1.6	1.4	1.6	1.3	1.5	1.7	1.5	1.7	1.6	1.6
影響率(%)	5.4	5.2	6.0	8.6	9.8	12.3	14.2	3.4	14.9	18.9	20.5
地域別最低賃金(円)	733	750	769	793	818	844	871	871	899	930	970
広島県	0.8	1.7	1.0	1.4	1.0	1.3	2.5	2.2	2.6	1.6	2.5
影響率(%)	6.9	7.8	7.7	7.3	11.9	9.6	13.1	2.2	13.8	20.1	20.5

資料出所：全国及びBランクの数値：厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（平成25年度～令和5年度）

広島の数値：広島労働局「最低賃金に関する実態調査」（平成25年度～令和5年度）

- (注) 1 地域別最低賃金額(以下、単に「最低賃金額」という)は、全国加重平均である。
- 2 「未満率」とは、最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者の割合をいう。
- 3 「影響率」とは、最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合をいう。

# 全国と広島県の地域別最低賃金額及び影響率の推移

別添8

年 度	広 島		全 国		Bランク
	改定後の最低賃金額	影響率(%)	改定後の最低賃金額	影響率(%)	影響率(%)
平成元年	475	3.1	492		
2年	498	3.2	516	4.5	
3年	525	3.1	542	3.5	
4年	545	2.6	565	2.9	
5年	564	1.4	583	2.1	
6年	577	1.4	597	2.1	
7年	591	1.7	611	1.9	
8年	604	1.6	623	2.1	
9年	615	2.4	637	2.0	1.9
10年	627	2.3	649	2.1	1.7
11年	633	1.8	654	1.9	1.6
12年	638	1.8	659	1.9	3.3
13年	643	1.7	663	1.8	1.5
14年	644	1.3	663	1.9	2.1
15年	644	1.5	664	1.6	1.4
16年	645	1.2	665	1.5	1.1
17年	649	0.7	668	1.6	1.3
18年	654	1.3	673	1.5	1.3
19年	669	2.5	687	2.2	1.9
20年	683	2.2	703	2.7	2.8
21年	692	2.3	713	2.7	1.9
22年	704	4.8	730	4.1	3.2
23年	710	4.4	737	3.4	2.9
24年	719	4.1	749	4.9	3.1
25年	733	6.9	764	7.4	5.4
26年	750	7.8	780	7.3	5.2
27年	769	7.7	798	9.0	6.0
28年	793	7.3	823	11.1	8.6
29年	818	11.9	848	11.9	9.8
30年	844	9.6	874	13.8	12.3
令和元年	871	13.1	901	16.3	14.2
令和2年	871	2.2	902	4.7	3.4
令和3年	899	13.8	930	16.2	14.9
令和4年	930	20.1	961	19.2	18.9
令和5年	970	20.5	1004	21.6	20.5

- (注) 1 資料出所：毎年の厚生労働省及び広島労働局の「最低賃金実態調査」による。  
 2 「影響率」とは、最低賃金を改定した場合に、改定後の最低賃金額を下回る労働者の割合を指す。  
 3 全国の最低賃金額は、加重平均である。  
 4 広島県は、平成12年度にCランクからBランクに変更された。

令和6年広島県地域別最低賃金額の引上げ試算表

別添9

【一般労働者+パート労働者】

【一般労働者】

【パート労働者】

引上げ額	引上げ率	時間額	影響率	(影響を受ける)労働者数	影響率	(影響を受ける)労働者数	影響率	(影響を受ける)労働者数	
(円)	(%)	(円)	(%)	(累計・人)	(%)	(累計・人)	(%)	(累計・人)	
【 現 行 】		970							
1	0.10	971	11.5	42,967	4.3	10,245	24.3	32,723	
2	0.21	972	11.6	43,362	4.4	10,487	24.4	32,875	
3	0.31	973	11.8	44,346	4.7	11,328	24.5	33,018	
4	0.41	974	11.9	44,465	4.7	11,328	24.6	33,138	
5	0.52	975	11.9	44,631	4.8	11,493	24.6	33,138	
6	0.62	976	12.0	45,151	4.8	11,603	24.9	33,548	
7	0.72	977	12.2	45,800	4.8	11,603	25.4	34,196	
8	0.82	978	12.4	46,369	4.9	11,732	25.7	34,638	
9	0.93	979	12.5	46,927	5.0	11,981	25.9	34,946	
10	1.03	980	12.6	47,151	5.0	12,021	26.1	35,130	
11	1.13	981	14.0	52,684	5.2	12,530	29.8	40,153	
12	1.24	982	14.1	52,811	5.3	12,658	29.8	40,153	
13	1.34	983	14.2	53,204	5.3	12,752	30.0	40,452	
14	1.44	984	14.2	53,477	5.4	12,996	30.0	40,452	
15	1.55	985	14.3	53,544	5.4	13,092	30.0	40,452	
16	1.65	986	14.4	54,063	5.5	13,280	30.3	40,782	
17	1.76	987	14.5	54,479	5.5	13,320	30.6	41,159	
18	1.86	988	14.7	55,066	5.8	13,831	30.6	41,235	
19	1.96	989	14.8	55,512	5.8	13,948	30.9	41,565	
20	2.06	990	14.9	55,821	5.9	14,256	30.9	41,565	
21	2.16	991	15.9	59,529	6.3	15,162	32.9	44,367	
22	2.27	992	16.0	60,035	6.4	15,428	33.1	44,607	
23	2.37	993	16.0	60,061	6.4	15,454	33.1	44,607	
24	2.47	994	16.0	60,162	6.5	15,556	33.1	44,607	
25	2.58	995	16.1	60,366	6.5	15,711	33.1	44,655	
26	2.68	996	16.2	60,922	6.7	15,996	33.3	44,926	
27	2.78	997	16.3	61,049	6.7	16,123	33.3	44,926	
28	2.89	998	16.4	61,342	6.8	16,335	33.4	45,007	
29	2.99	999	16.4	61,442	6.8	16,435	33.4	45,007	
30	3.09	1000	16.4	61,503	6.9	16,496	33.4	45,007	
31	3.20	1001	22.3	88,523	8.3	20,021	47.1	63,501	
32	3.30	1002	22.3	83,685	8.4	20,184	47.1	63,501	
33	3.40	1003	22.4	83,981	8.5	20,400	47.2	63,581	
34	3.50	1004	22.4	84,125	8.5	20,471	47.2	63,654	
35	3.61	1005	22.5	84,414	8.5	20,532	47.4	63,882	
36	3.71	1006	22.7	85,001	8.7	20,891	47.6	64,110	
37	3.81	1007	22.7	85,001	8.7	20,891	47.6	64,110	
38	3.92	1008	22.7	85,125	8.7	21,015	47.6	64,110	
39	4.02	1009	22.7	85,281	8.7	21,015	47.7	64,266	
40	4.12	1010	22.8	85,418	8.8	21,153	47.7	64,266	
41	4.23	1011	23.3	87,417	8.9	21,445	49.0	65,972	
42	4.33	1012	23.5	88,073	9.2	22,020	49.0	66,053	
43	4.43	1013	23.5	88,146	9.2	22,020	49.1	66,126	
44	4.54	1014	23.5	88,339	9.2	22,020	49.2	66,318	
45	4.64	1015	23.7	88,805	9.4	22,487	48.2	66,318	
46	4.74	1016	23.7	88,878	9.4	22,487	49.3	66,391	
47	4.85	1017	23.9	89,474	9.5	22,927	49.4	66,547	
48	4.95	1018	24.0	89,919	9.7	23,372	49.4	66,547	
49	5.05	1019	24.1	90,228	9.8	23,566	49.5	66,663	
50	5.15	1020	24.1	90,404	9.8	23,617	49.6	66,786	
51	5.26	1021	24.9	93,514	10.2	24,448	51.3	69,066	
52	5.36	1022	25.0	93,706	10.2	24,550	51.3	69,156	
53	5.46	1023	25.1	94,205	10.4	24,988	51.4	69,217	
54	5.57	1024	25.1	94,307	10.4	25,090	51.4	69,217	
55	5.67	1025	25.3	94,763	10.6	25,467	51.4	69,296	
				全労働者数	375,129	全労働者数	240,410	全労働者数	134,719

(注) 資料出所: 広島労働局「令和6年最低賃金実態調査」

広島県地域別最低賃金額の推移(平成元年度～)

別添10

年 度	時 間 額 ( 円 )	日 額 ( 円 )	引上額(円)	引上率(%)	発効年月日
平成元年度	475	3,763	19	4.17	H1.10.11
平成2年度	498	3,979	23	4.84	H2.10.14
平成3年度	525	4,180	27	5.42	H3.10.21
平成4年度	545	4,359	20	3.81	H4.10.24
平成5年度	564	4,496	19	3.49	H5.10.16
平成6年度	577	4,605	13	2.30	H6.10.5
平成7年度	591	4,712	14	2.43	H7.10.5
平成8年度	604	4,812	13	2.20	H8.10.1
平成9年度	615	4,920	11	1.82	H9.10.1
平成10年度	627	5,012	12	1.95	H10.10.1
平成11年度	633	5,059	6	0.96	H11.10.1
平成12年度	638	5,104	5	0.79	H12.10.1
平成13年度	643	5,142	5	0.78	H13.10.1
平成14年度	644	—	1	0.16	H14.10.1
平成15年度	644	—	0	0.00	H14.10.1
平成16年度	645	—	1	0.16	H16.10.1
平成17年度	649	—	4	0.62	H17.10.1
平成18年度	654	—	5	0.77	H18.10.1
平成19年度	669	—	15	2.29	H19.10.28
平成20年度	683	—	14	2.09	H20.10.26
平成21年度	692	—	9	1.32	H21.10.8
平成22年度	704	—	12	1.73	H22.10.30
平成23年度	710	—	6	0.85	H23.10.1
平成24年度	719	—	9	1.27	H24.10.1
平成25年度	733	—	14	1.95	H25.10.24
平成26年度	750	—	17	2.32	H26.10.1
平成27年度	769	—	19	2.53	H27.10.1
平成28年度	793	—	24	3.12	H28.10.1
平成29年度	818	—	25	3.15	H29.10.1
平成30年度	844	—	26	3.18	H30.10.1
令和元年度	871	—	27	3.20	R1.10.1
令和2年度	871	—	0	0.00	R1.10.1
令和3年度	899	—	28	3.21	R3.10.1
令和4年度	930	—	31	3.45	R4.10.1
令和5年度	970	—	40	4.30	R5.10.1